

綾部市渇水対策緊急支援事業について

1 目的

近年、夏期の水不足の影響による農産物の収量減少や品質低下等が発生する中、今後の渇水に対応するため、ポンプ導入等を支援し農業経営の基盤強化を図る。

2 実施主体

- (1) ため池管理者（綾部市ため池台帳登録池）
- (2) 認定農業者
- (3) 認定新規就農者
- (4) 農地所有適格法人及び集落営農組織※
（※綾部市 農業未来を築く会に属していること。）

上記（2）、（4）は申請時時点で要件を満たしていること。

また、（3）は過去に認定を受けた者も可とし、引き続き、営農をしていること。

3 事業内容

農業者等の経営基盤強化に資するポンプ導入等に対する支援

4 対象（作）物

水稻、園芸、茶、畜産

5 補助対象

次に掲げるものとする。ただし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに納品または実施されたものに限る。

- ・農業用揚水ポンプ及びホース・吸水管等
- ・上記に必要な付属品（燃料費は除く）
- ・農業用タンク及び付属品

※1 実施主体あたり4台まで。ただし、ため池管理者は、管理する1池あたり4台までに限る。

6 補助金額・補助率

事業費（税抜）×1/2以内

※1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

※事業費1万円（税抜）以上を対象とする。

※補助上限…1実施主体あたり、上限10万円。ただし、ため池管理者の場合は1池あたり上限10万円。

7 申請方法

所定の申請書を綾部市農政課に提出してください。

申請書は、対象と思われる方に綾部市農政課からお届けします。

＜配付予定時期…準備が整い次第（令和7年9月中旬予定）＞

8 受付期間

令和7年11月28日（金）まで

9 注意事項

- （1） 京都府の「令和7年度水稻渇水対策等支援事業」の要件に該当される方は、京都府事業の申請期間にご留意ください。市の事業と重複して申請はできません。
- （2） ため池管理者については、原則、規則や取り決め事項が必要です。
- （3） 農業用で使用する事への誓約書が必要です。
- （4） 導入後5年間、利用状況報告をお願いします。
- （5） 事業実施後は、導入機器に導入年度と導入事業名を明記し、写真等により報告してください。併せて保管場所を報告してください。

【問い合わせ】綾部市農林商工部農政課

（農業振興担当） 直通電話 0773-42-4267